

愛南町の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び測量、建設コンサルタント業務等について、郵便入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、愛南町契約事務規則（平成17年愛南町規則第21号）、愛南町工事執行規則（平成17年愛南町規則第22号。以下「執行規則」という。）、愛南町郵便入札実施要綱（平成19年愛南町告示第44号）、その他の法令に定めるもののほか、契約条項、関係書類、現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

- 1 入札書は、愛南町建設工事執行規則第7条に規定する様式（様式第2号）を使用すること。
- 2 書類の文字及び印影は明瞭であって、かつ、消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載はしないこと。）。
- 3 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- 4 入札参加者は、入札書（執行規則第7条第1項に規定する様式第2号）、必要に応じ工事費内訳書等（以下「入札書等」という。）を一般書留又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、町が指定した郵便局（以下「指定郵便局」という。）に留め置きで郵送しなければならない。
- 5 入札書等は、次に定める方法で郵送しなければならない。
 - （1） 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。
 - （2） 外封筒には、入札書を同封した内封筒を入れ、「入札書在中」を朱書き表記し、表に指定郵便局の郵便番号、住所、郵便局名及び入札執行機関名、裏に開札日、入札に係る工事（業務）名、入札参加者の住所、氏名を表記する。
 - （3） 内封筒には、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を表記し、宛先、入札に係る工事（業務）名、入札参加者の氏名を表記する。
- 6 入札書等は、入札執行通知で指定した到着期限（以下「到着期限」という。）までに、指定郵便局に到着しなければならないものとし、到着期限を過ぎて到着した入札書等は、理由の有無にかかわらず無効とする。
- 7 入札書郵送用封筒については、原則として、指定様式により作成したものとする。
- 8 入札書等を郵便局に投函する開始日は到着期限の10日前とする。
- 9 入札書の日付は、開札日を記入すること。
- 10 指定郵便局から受理した入札書等は、書換え、引換え又は取消することはできない。
- 11 町は、入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。
- 12 入札の回数は、1回とする。
- 13 総合評価落札方式の場合で、この心得に定めのない事項については、愛南町建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領（平成22年愛南町要綱愛企第1号）によるものとする。
- 14 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 15 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - （1） 競争入札参加資格のない者のした入札
 - （2） 1つの入札について同一の者が2通以上の入札書を提出した入札
 - （3） 入札書に記名押印を欠く入札
 - （4） 金額を訂正した入札
 - （5） 予定価格を超える金額を記載した入札

- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 直接入札書を持参するなど、第4項及び第5項に規定する郵送方法によらない入札
 - (8) 積算内訳書が必要な場合に、積算内訳書を同封しない入札
 - (9) 到着期限を過ぎて到着した入札
 - (10) 明らかに不正による入札と認められる入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反してなされた入札
 - (12) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報を入手した場合など入札を継続することが適当でないと認められる入札
- 16 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができないものとする。
 - 17 入札者中予定価格以下で最低価格（総合評価落札方式により落札者を決定する場合（以下「総合評価落札方式の場合」という。）は最高評価値。以下同じ。）の入札をした者を落札者とする。ただし、工事の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格以下で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とする。また、最低制限価格を設定する場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
 - 18 前項ただし書の場合において、予定価格以下で入札をした他者がいないときは、再度の入札を行うものとし、この場合において、前項ただし書の規定により落札者とされなかった者は、再度の入札に参加させないものとする。
 - 19 工事の請負契約に係る入札において、愛南町契約事務規則第18条第1項の基準に該当する入札を行った者は、主管課の行う調査（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
 - 20 落札となるべき同価格（総合評価落札方式の場合は同評価値）の入札をした者が2者以上であるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。
 - 21 指名競争入札において、入札者がいないとき又は1者であるときは、入札を中止するものとする。ただし、一般競争入札においては、競争性が確保されているという観点から1者入札を認めるものとする。
 - 22 町長は入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - 23 町長は郵便事情等により事故が発生した場合等により、必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。
 - 24 指定郵便局から受理した入札書等は、開札前を含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はこれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
 - 25 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責めを負わないものとする。
 - 26 入札参加者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。
 - (1) 入札を辞退する場合は、辞退届（別記様式）を到着期限までに企画財政課へ直接持参又は郵送して申し出る。
 - (2) 入札書等を郵便局に投函後、入札を辞退する場合は、開札までに辞退届を企画財政課へ直接持参すること。
 - 27 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

- 28 入札の開札は工事執行通知に記載した日時及び場所において、立会人2人の立会いの下で行う。
- 29 開札日時になっても立会人が2人とも参集しない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- 30 開札は、公開とする。
- 31 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約担当者又はその代理人に対し、契約の締結を申し出なければならない。ただし、落札者においてやむを得ない理由があるときは、町長に対してその期間の延長を求めることができる。また、同一指名競争入札に参加した業者への下請負契約は禁止する。
- 32 工事において配置する監理技術者又は主任技術者は、開札日以前に申請者と3か月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。
- 33 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上（低入札調査に係る契約にあつては10分の3以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 34 落札者が第31項に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（前項に規定する契約保証金若しくは契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。
- 35 入札執行後、請負契約の締結までの間において、入札者が入札参加資格停止となった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは当該業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。
- 36 低入札調査に係る契約にあつては、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内に引き下げるものとする。また、主任技術者の配置は、専任で主任技術者を配置しなければならない工事については別に、同等の要件を満たす技術者を、選任で1名現場に配置を求め、専任で主任技術者を配置しないでよい工事については、専任で現場に配置を求める。
- 37 町工事の施工に当たり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等から下請負業者を含め不当介入を受けた場合は、直ちに町に報告し、警察への届出を行なうとこと。町への報告及び警察への届出を怠った場合、入札参加資格停止を行うことがある。
- 38 談合その他の不正行為により町長が契約の解除権を行使できる場合において、町長が契約を解除するか否かを問わず、請負者は、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額を支払うものとする。
- 39 入札を行った者は、入札後、この心得、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。また、郵便事情等により入札書等が開札場所に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- 40 入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。

別記様式

入札辞退届

件名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

Ⓜ

様